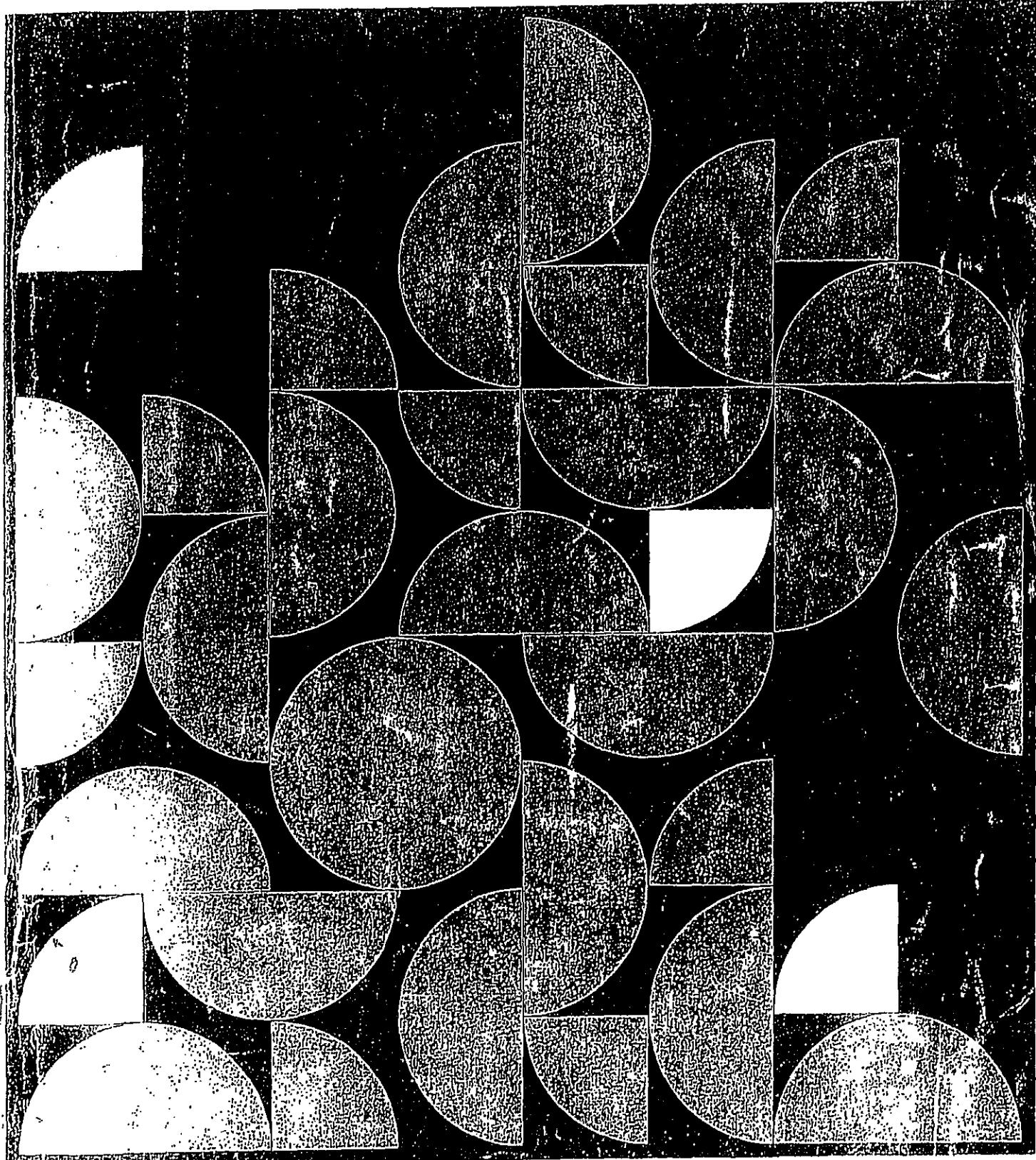


新年金制度の解説

厚生省年金局・社会保険庁年金保険部 監修

昭和61年4月版



目 次

■年金改革の基本的目標／2

■改正の要点

●制度体系の再編成／5

1. 基礎年金の導入による制度の再編成／5

2. 「基礎年金」がめざすもの／7

●適正給付・適正負担／9

1. 給付水準の現状と将来／9

2. 給付水準適正化の視点／11

3. 給付の適正化、負担の適正化／11

●婦人の年金権の確立／13

1. 従来の制度の仕組みと問題点／13

2. 基礎年金による固有の年金の確立／14

■国民年金の改正点

●被保険者の適用範囲の拡大／15

1. 被用者年金制度の加入者・配偶者も強制適用／15

2. 適用除外／17

3. 任意加入被保険者／17

●基礎年金を支給する制度に発展／19

1. 老齢基礎年金／20

2. 障害基礎年金／26

3. 遺族基礎年金／29

4. 自営業者等被保険者への独自給付／32

●基礎年金の財源／34

●その他／37

●施行期日／38

■厚生年金保険の改正点

●被保険者資格の改正／39

1. 65歳未満の一般被用者が被保険者／39

2. 第4種被保険者制度の廃止・船員は第3種被保険者に／40

●厚生年金保険の給付改正／41

1. 基礎年金受給が要件／41

2. 老齢厚生年金／41

3. 老齢厚生年金の特別支給／47

4. 障害厚生年金・障害手当金／50

5. 遺族厚生年金／54

6. 物価スライド、再評価／58

7. 各種特例の廃止／58

●標準報酬の改正／60

●保険料率の改正／61

●厚生年金基金について／64

●その他／65

●施行期日／66

●附／年金額の計算例／67

〔参考〕

●公的年金制度の改革について／71

●改正法成立に至る経過／72

●改正法国会修正事項／74

●改正法委員会採決時附帯決議／75

■国民年金法 新条文

■厚生年金保険法 新条文

■改正法附則

■国民年金・厚生年金保険政令新条文

■国民年金・厚生年金保険省令新条文

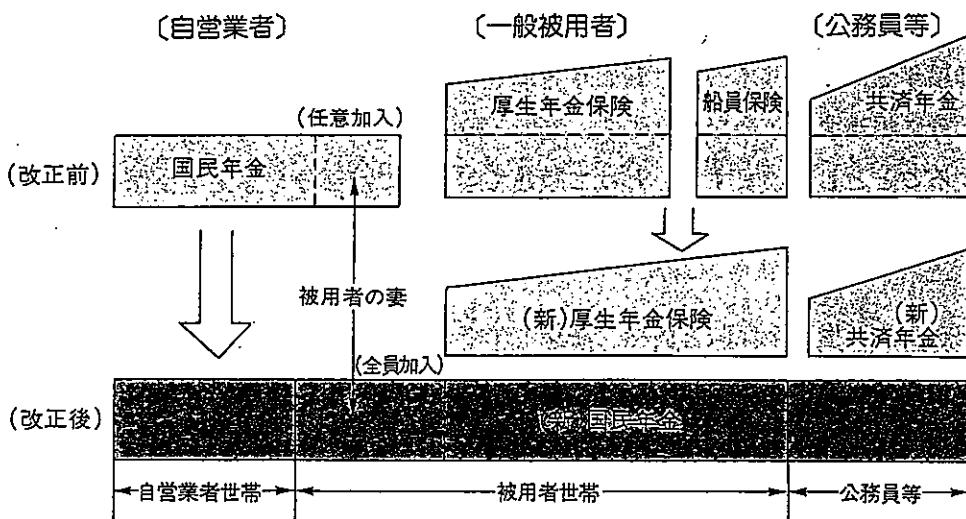
改正の要点

▶制度体系の再編成－基礎年金を導入

今回の改正の第1の柱は、国民年金を共通の基礎年金を支給する制度に発展させ、制度間格差、制度基盤の不安定など、これまで制度の分立に伴って生じていた問題を解決し、長期的に安定した制度へと再編成していくことにあります。

①基礎年金の導入による制度の再編成

今回の改正では、国民年金を共通の基礎年金を支給する制度に発展させるとともに、厚生年金保険や共済年金は、原則として、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置付け、全体として、いわゆる二階建ての年金制度に再編成することとしています。



■ サラリーマンとその奥さんも国民年金に加入

改正前の制度では、自営業者、農民等は国民年金に加入、サラリーマンは厚生年金保険や共済組合に加入という、「タテ割り」の制度体系となっており、さらに、サラリーマンの奥さんについては国民年金に任意加入できるという仕組みになっていました。

今回の改正では、国民年金の適用をサラリーマンにも拡大するとともに、従来任意加入であったサラリーマンの奥さんも全員当然加入とすることとしています。

このように国民年金の適用を被用者グループにも拡大し、各制度共通の基礎年金に発展させようというのが、今回の改正の一つの柱です。

■基礎年金は社会保険方式による給付

公的年金各制度は、原則として、一定期間制度に加入し、その間保険料を拠出することを年金支給の要件としており、拠出の状況を反映した給付を行い、その費用を基本的には社会保険料で賄う方式（いわゆる社会保険方式）となっています。

これに対し、拠出要件を問わず、例えば65歳に達した人には、誰にでも、一律定額の年金を支給し、その費用は租税負担で賄う方式（いわゆる税方式）を新たに導入すべきだとの意見もあります。

今回の改正による「基礎年金」においては、従来の制度からの円滑な移行や、実現可能性に配意し、これまでの我が国の公的年金制度の基本方式である社会保険方式を維持することとしています。

■国民年金は基礎年金を支給

国民年金は、我が国の公的年金制度の土台として、いわば二階建て年金の一階部分を担うということになります。

基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の3種とし、加入者一人一人に対し、めいめい自分の年金として支給することとしており、これにより、サラリーマンやその奥さんにも基礎年金が支給されることになります。1人1年金の原則が確立されるわけです。

■厚生年金は報酬比例の年金を支給

改正前の厚生年金保険の給付は、基本年金額と加給年金額により構成されていて、基本年金額はさらに定額部分と報酬比例部分に分けられていました。

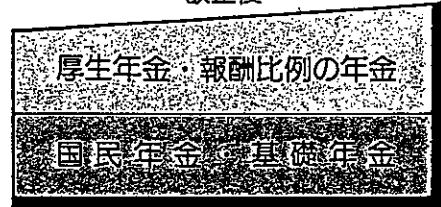
定額部分と加給年金額は、基本的には基礎年金に吸収されますので、今回の改正では厚生年金保険は報酬比例部分に相当する年金をうけもち、老齢・障害・遺族の各基礎年金の受給資格を満たした場合に支給することとしています。いわば二階建て年金の二階部分を厚生年金保険が担うことになります。なお、船員保険の職務外年金部分は、厚生年金保険に完全に統合することになりました。

また、共済年金も、厚生年金保険と同様二階建て年金の二階部分を担うように改められました。ただし、共済年金については、この二階部分に加え、さらに職域年金相当部分が設けられています。

改正前



改正後



②「基礎年金」がめざすもの

今回の改正の一つの柱をなす「基礎年金」の導入は、制度の分立により生じていたいくつかの問題を解決し、長期的に安定した制度体系を確立することをねらいとするものです。

公的年金制度の一元化の一環としてとらえられるものですが、「基礎年金」の特色は、従来の制度それぞれの独自性は生かしたままで、各制度に共通する部分を基礎年金という形でとりだした形をとっていることです。

■制度間格差を是正する

これまで、分立する制度ごとに給付と負担の設計が行われていたため、結果的に制度間に様々な差異が生じていました。今回の改正による基礎年金は、各制度に共通の横断的な仕組みですから、すべての加入者にとって、年金を受給するための要件が等しくなり、また、同一要件の下での年金額は等しくなります。また、サラリーマンも自営業者も一緒になって、年金受給者を支えることになるわけですから、いずれの職種の人であっても、給付と負担のバランス（かつぐおみこしの重さ）が同じということになります。

■就業構造の変化による影響を断ち切る

それぞれの職域を基盤としたタテ割りの制度体系は、就業構造、産業構造の変化の影響をまともにうけて、制度のよって立つ基盤が不安定になりがちです。これに対して基礎年金は、横断的な、自営業者もサラリーマンも一緒になって制度を支えていく仕組みですから、農業社会からサラリーマン社会へという日本の社会全体の大きな就業構造の変化、あるいは個々の産業ごとの栄枯盛衰の影響をしゃ断し、制度の安定的運営を確保することができます。

■重複給付・過剰給付を整理する

これまで各制度ごとに給付の設計が行われていたため、複数の制度にまたがって、1人でいくつの年金を受給するという事例が生じていました。今回改正では、基礎年金という仕組みを通じて、これまでの制度間をまたがった重複・過剰給付が「1人に1つの基礎年金」という形で調整・整理できる基盤が確立されることになります。

このほか、自営業、サラリーマンという職種を問わず一つの制度に加入することとなり、また、厚生年金保険や共済組合の給付は、原則として基礎年金に連動して支給されることとなるため、基本的には従来の期間通算制度が必要なくなるなど、仕組みの簡素化が図られたことも一つの特色です。

■婦人の年金権を確立する

サラリーマンの奥さんについても、国民年金がすべて適用されることになりますので、今後は、サラリーマンの夫婦の世帯では夫、妻それぞれに基礎年金が支給されることになります。これは、従来の厚生年金保険の定額部分と配偶者加給年金（いずれも夫名義で支給）が、妻に対しても国民年金が当然に適用されるということを通して夫婦それぞれの基礎年金として支給され、給付がいわ

ば個人単位化することを意味しています。

このような措置により、従来からの課題であった、被用者世帯への年金給付における夫婦世帯と単身世帯の水準の適切な分化が図られます。また、サラリーマンの奥さんの年金権も確立されることになります。（詳しくは13、14頁参照）

■障害年金を改善する

改正前の制度においては、幼くして障害となった方々に対しては、国民年金の障害福祉年金が支給されることとなっていましたが、同じく障害となったにもかかわらず、その障害の発生が制度への加入の前であるか後であるかによって、年金額に大きなひらきがあるのは、制度上の限界があるとはいえ、不適当ではないかとの指摘がなされてきました。

改正法における基礎年金は、職域による垣根をこえて国民すべてが一つの制度を支えるという基本理念にもとづくものですが、このような考え方を生かし、幼い時からの障害者の方々にも障害基礎年金を支給し、その生活を皆で支え合っていくこととしています。

►適正給付・適正負担

今回の改正の第2の柱は、今後発生する年金の給付水準を徐々に適正化し、現役勤労者の所得水準とのバランスがとれたものとすることになります。

これにより、将来の負担についても相当程度軽減できることとなります。

■給付水準の現状と将来

現在、厚生年金保険、国民年金においては、年金受給者の平均加入期間はまだそれほど長くありませんが、今後、制度が成熟し、平均加入期間が伸長するにつれて、従前の制度設計のままでは、個々の年金額は増大していくこととなります。

■給付水準の現状

厚生年金保険の場合、退職して新たに年金を受ける男子の標準的な老齢年金の額は、昭和55年の制度改正時には、30年加入・夫婦で月額136,050円（昭和55年価格）、今回制度改正時には、32年加入・夫婦で月額173,100円（昭和59年度価格）となることが見込まれます。

これらを、制度を支える現役男子被保険者の平均標準報酬月額（ボーナスを除いた平均賃金月額）との対比でみると、いずれもその68%程度となっており、厚生年金保険の標準的な年金額は、平均加入年数が、まだそれほど長期化していない現段階において、既に相当の水準に達しているといえます。

●厚生年金保険の標準的な年金額（モデル年金額）の推移 (年金額：月額)

改定年度 (厚生年金保険)	標準的な年金額 (1)	加入期間	直近男子の平均 標準報酬月額(2)	水準((1)/(2))
48年度	52,242円	27年	84,801円	62%
51	90,392	28	141,376	64
55	136,050	30	201,333	68
61 (改正)	173,100 (59年度価格)	32	(注) 254,000	68

(注) 推計値

なお、国民年金においては、平均年金額は、昭和59年3月現在で月額25,860円にとどまっていますが、これは、制度発足時以来日が浅く、すべて経過的に資格期間を短縮した年金であることおよび繰上げ請求による減額年金をうけている人が多いことによります。

■給付水準の将来

以上のように、現在では、まだ年金受給者の平均加入期間がそれほど長くはなく、厚生年金保険の標準的な年金受給者で30年余り、国民年金の場合は、最長でも25年の加入者しかいませんが、今後は、制度の成熟化に伴い平均加入期間も伸長し、やがては、40年間程度制度に加入することが一般的になるものと予測されます。

従来の制度では、加入期間が伸びるにつれて、年金額も増大していく仕組みとなっています。

たとえば厚生年金保険の場合、退職して新たに年金をうける男子の標準的な年金額は、先にみたように、32年加入・夫婦で月額173,100円（直近男子の平均標準報酬月額の68%）と、既に相当の水準に達していますが、40年加入が一般的になった段階では、夫婦で月額211,100円（直近男子の平均標準報酬月額の83%）、仮にその妻が国民年金に40年間加入していたとすれば、年金額は、夫婦合わせて月額277,000円（直近男子の平均標準報酬月額の109%）にも達します。（年金額は昭和59年度価格）

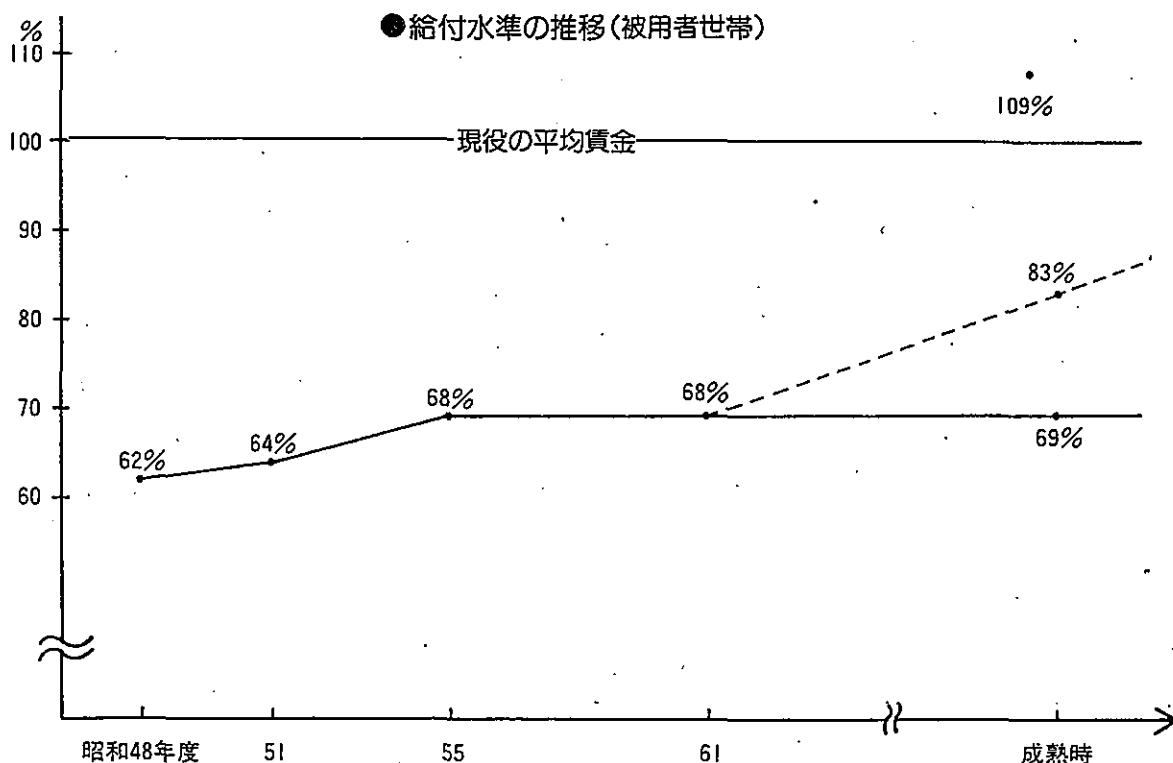
●加入年数の伸長と年金額の増大

（年金額：月額）

改定年度 (厚生年金保険)	標準的な年金額 (1)	加入期間	直近男子の平均 標準報酬月額(2)	水準((1)/(2))
61 (改正)	173,100 (59年度価格)	32年	(注) 254,000	68%
成熟時 (改正)	176,200 (" ")	40年	254,000	69%
成熟時 (従前) (ベース)	211,100 (" ")	40年	254,000	83%
	妻—国民年金 40年加入の場合 277,000 (" ")	40年	254,000	109%

（注）推計値

●給付水準の推移(被用者世帯)



②給付水準適正化の視点

将来40年加入が一般的になった段階における年金の給付水準（構造的水準）については、制度を支える現役労働者の所得水準や負担とのバランスがとれるよう、適正な水準に設定する必要があります。

■現役労働者の所得水準とのバランス

現役の労働者が、その賃金の中から税や社会保険料を負担し、残りの手取り賃金で、通常の場合、夫婦、子供2人からなる4人世帯の家計を支えることとなるのに対し、年金を受給する老齢世代は、老夫婦2人の世帯の生活を維持していくべきよいことを考えれば、夫婦2人で現役の平均賃金（ボーナスを除く。）の83%にもなる年金の構造的水準は、いかにも高いと言わざるをえません。

さらに、妻が国民年金に40年間加入していたとすれば、夫婦の年金額は現役の平均賃金の109%にもなり、完全に年金と賃金とが逆転してしまうことになります。

■負担

制度の成熟化に伴う年金給付費の増大に対処し、必要な財源を確保していくため、段階的に保険料負担の増大を図っていく必要がありますが、従来の構造的給付水準をそのまま将来にわたって維持しようとすれば、ピーク時の保険料負担は、現在の3～4倍程度となるものと予測されます。

負担面からみても、従来の制度の構造的給付水準は高すぎるということができます。

③給付の適正化、負担の適正化

今回の改正においては、20年かけて給付水準を徐々に適正化し、これにより、将来のピーク時の負担も相当程度軽減することとしています。

■平均加入年数の伸長に応じて給付を適正化

改正法では、制度の成熟化に伴う平均加入年数の伸長に合わせて、定額部分の単価及び報酬比例部分の乗率を20年かけて徐々に遞減していくこととしています。

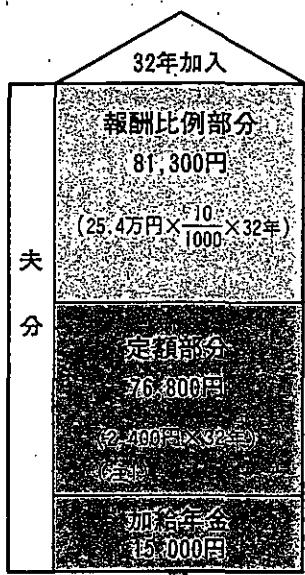
その際、将来の目ざすべき水準としては、サラリーマン世帯の場合、現在支給されている標準的な年金の水準が、男子平均賃金（ボーナス除く。）の68%程度となっていることを勘案し、この程度の水準を将来にわたって維持していくこととしています。（次頁上段の図参照）

■負担も軽減

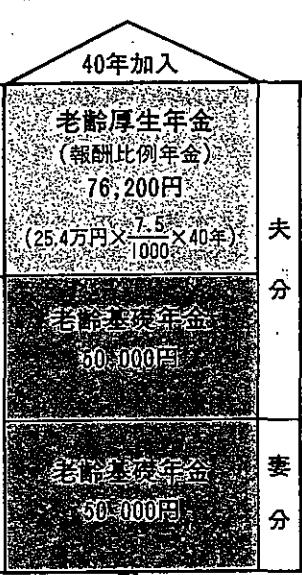
このような給付水準の適正化により、ピーク時の負担も相当程度軽減されます。従来の制度のままでは、ピーク時の負担は、厚生年金保険の場合38.8%，国民年金の場合月額19,500円（昭和59年度価格）となるものと推計されますが、今回の改正によれば、厚生年金保険の場合、ピーク時においても28.9%（仮に昭和85年までに支給開始年齢を5歳引き上げるとすると23.9%），国民年金の場合には月額13,000円（昭和59年度価格）と、現行の3分の2以下に軽減されます。

（次頁下段の図参照）

(従前ベースの標準年金額)



(成熟時の標準年金額)



計173,100円 (68%)
(注2)

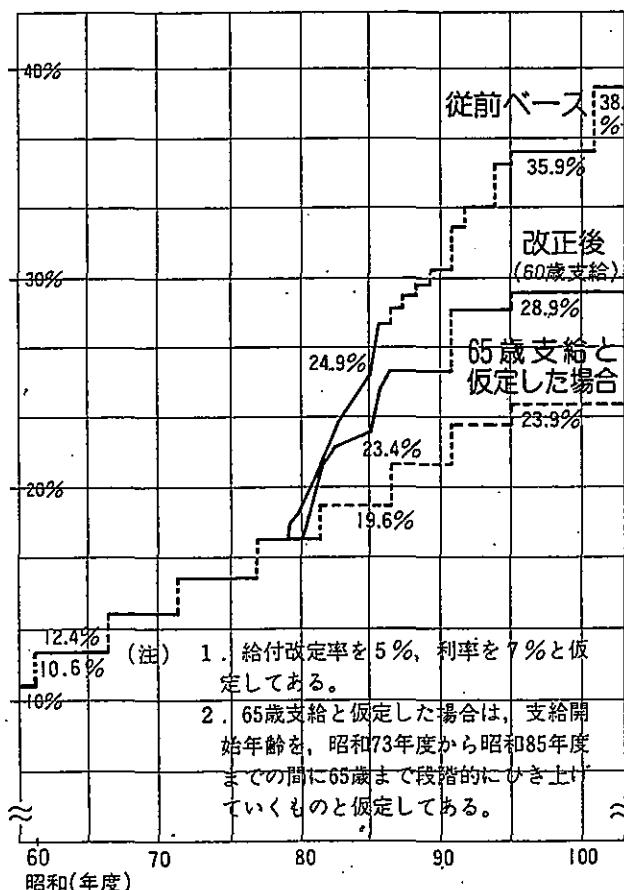
計176,200円 (69%)
(注2)

※ 金額はいずれも昭和59年度価格

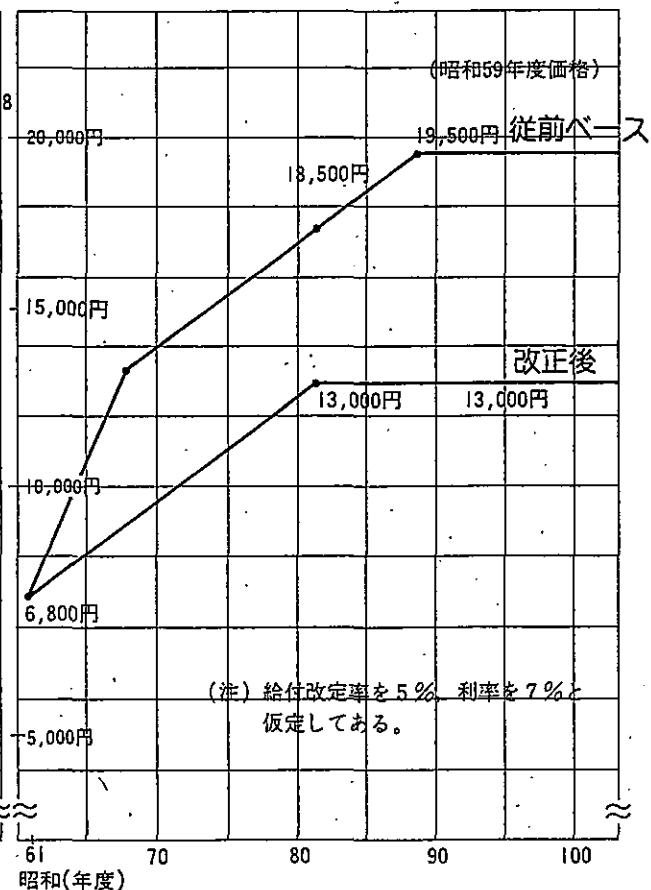
(注1) 昭和55年改正時の単価2,050円を昭和59年度価格に換算したもの

(注2) %は現役男子の平均標準報酬月額254,000円に対する比率

●保険料率の見通し(厚生年金保険)



●保険料の見通し(国民年金)



▶ 婦人の年金権の確立

今回の改正の第3の柱は、基礎年金の導入によりすべての婦人に独自の年金権を保障するとともに、世帯として適正な水準を確保することにあります。

■ 従来の制度の仕組みと問題点

■ 従来の制度の仕組み——世帯単位と個人単位の混在

我が国の年金制度は、厚生年金保険などの被用者年金においては、被用者たる夫と職を持たず家事に専念する妻とを給付の標準的な単位とし、これを夫への年金でカバーするという、いわゆる世帯単位の給付設計がとられていました。

一方、国民年金の場合は、自営業の夫とその妻がそれぞれ独立に被保険者となり、それぞれ独自に年金を受給するという、いわゆる個人単位の給付設計となっています。

更に、被用者の無業の妻については、国民年金に任意加入することにより、妻独自の年金権を取得する途が開かれていました。これによって、昭和59年3月末現在、721万人が国民年金に任意加入していましたが、これは被用者の妻の7割程度にあたるものと推定されます。

■ 婦人の年金保障をめぐる諸問題

以上のような制度の仕組みの下では、国民年金に任意加入したか否か等により婦人の年金保障の態様、世帯としての給付水準に違いが生じており、次のような問題が指摘されていました。

① 婦人の年金権

被用者の妻（専業主婦）で国民年金に任意加入しなかった人については、障害となったり、離婚したりした場合、年金保障に欠けるケースがある。

② 世帯としての給付水準

○ 国民年金任意加入制の普及と世帯の年金水準

国民年金任意加入制の普及に伴い、一つの世帯において、夫の年金で妻の分までカバーしている被用者年金と、妻自身の国民年金が双方支給されることになり、結果的に世帯としての過剰給付を招くこととなっている。

○ 婦人の職場進出と世帯の年金水準

結婚後も会社勤めをする婦人が増大しつつあるが、こうした婦人が老後に独自の被用者年金を受給することになれば、一つの世帯にそれぞれの配偶者の分までカバーする年金が二つ支給されることになり、構造的な過剰給付要因となることが予測される。

○ 単身世帯と夫婦世帯の水準

改正前の厚生年金保険においては、夫婦世帯については、夫の年金に月額15,000円の妻の加給年金額が加算されることになっているが、これが標準的な年金額に占める割合は1割程度。つまり、夫婦世帯と単身世帯との年金額には、1割程度の違いしかないわけで、結果的に単身

世帯の年金水準が過剰であったといえる。

③「任意」加入

公的年金制度としての国民年金制度の被保険者のうちの約4分の1にあたる人達が任意加入したり脱退したりできる仕組みそのものが、制度の安定的運営を損なうのではないかとの議論があった。

2 基礎年金による固有の年金権の確立

■婦人の年金権確立

今回の改正において、国民年金の適用がサラリーマンやその奥さんにも拡大されることとなりましたが、これにより、サラリーマンの奥さんを含め、加入者一人一人に自分の名義の基礎年金が支給されることとなります。

サラリーマンの奥さんが障害となったときには、自分の障害基礎年金が支給されますし、また方が一離婚ということになってしまっても、老後には、自分の老齢基礎年金が支給されることになります。

なお、改正後は、サラリーマン世帯に係る基礎年金の給付に要する費用は、厚生年金保険や共済組合が、制度としてまとめて負担することとしていますから、サラリーマンの被扶養の奥さん（第3号被保険者）については、個別の保険料負担を要しないこととされています。

■世帯としての水準の適正化

今回の改正による基礎年金は、これまでの厚生年金保険との関係でいえば、従来の定額部分と加給年金額を、夫・妻それぞれの基礎年金に分化、発展させたものといえます。

したがって、

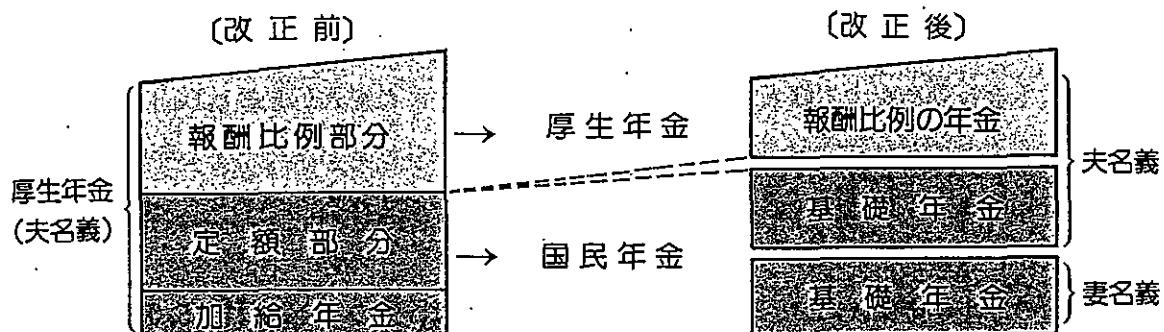
単身世帯——基礎年金+報酬比例年金

夫婦世帯——(夫)基礎年金+報酬比例年金

(妻)基礎年金

という形で、世帯の水準分化が図られることとなります。

また、共稼ぎ世帯についても、夫、妻、それぞれ、自分の基礎年金+報酬比例年金という形で水準の整理が図られることとなります。



国民年金の改正点

▶被保険者の適用範囲の拡大

■被用者年金制度の加入者・配偶者も強制適用

強制加入被保険者の範囲が、厚生年金保険など被用者年金制度の加入者およびその配偶者であって20歳以上60歳未満の人にも拡大され、次の3種類となります。

1. 20歳以上60歳未満の自営業者等（第1号被保険者）
2. 厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員（第2号被保険者）
3. 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人（第3号被保険者）

国民年金においては、20歳以上60歳未満の日本国内に住所のある人はすべて被保険者となることが原則ですが、従来は厚生年金保険など被用者年金制度の被保険者およびその配偶者などについては強制適用の範囲から除外されていました。また、国民年金では任意加入制度をもうけて、被用者年金制度の被保険者の配偶者などについては任意加入することができることになっていました。

今回の改正では、国民年金の適用の範囲を拡大し、厚生年金保険（船員保険を含む）など被用者年金制度の加入者、およびその配偶者であって20歳以上60歳未満の人も被保険者とすることになっています。したがって、厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員はそれぞれの被用者年金制度とともに国民年金にも加入することになり、同時に二つの年金制度に加入することになります。

また、その配偶者もすべて国民年金に加入することになります。

■被保険者は3種類に

この結果、被保険者は次の3種類となります。

1. 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人（第1号被保険者）
ただし、(1)学生（17頁参照）、(2)被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者は適用除外とされます。
2. 厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員（第2号被保険者）
3. 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満の人（第3号被保険者）

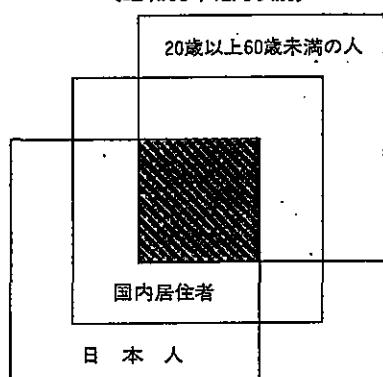
ここで被扶養配偶者というのは、政令で健康保険や共済組合の被扶養者である配偶者に相当する人が定められています。

また、従来強制適用の範囲から除外されていた、(1)国会議員・地方議会議員およびその配偶者、(2)被用者年金制度の障害年金受給権者およびその配偶者、(3)被用者年金制度の遺族年金受給権者も、厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員（第2号被保険者となる）でないかぎり強制加入の第1号被保険者となります。

被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者は今回の改正でも適用除外となります（17頁参照）。これら以外の老齢（退職）年金の受給資格満了者は、強制加入の第1号被保険者となります。なお、厚生年金保険など被用者年金制度の加入者の配偶者であっても、被扶養配偶者でない場合、たとえば配偶者自身が自営業を営んでいて相当の収入がある場合などは、第1号被保険者となります。

国民年金の被保険者を、その態様ごとにこのように3種類に分類するのは、あとに見るように、国民年金の保険料の負担の方法（保険料および拠出金——35頁参照）、独自の給付の対象になるかどうか（自営業者被保険者への独自給付——32頁参照）などで違いが出てくるからです。

〔昭和56年12月以前〕



〔被用者年金の被保険者、その配偶者など広範な適用除外〕

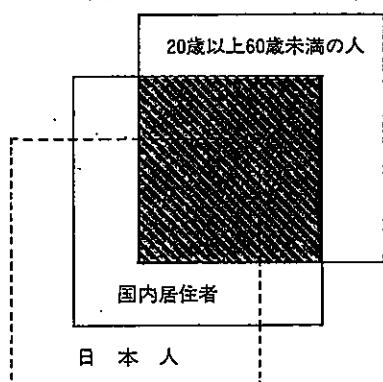
●左記斜線の範囲の人のうち適用除外となる人

- ①被用者年金の被保険者
- ②上記被保険者の配偶者
- ③国会議員・地方議会議員
- ④被用者年金制度の老齢（退職）・障害年金の受給権者およびその配偶者
- ⑤被用者年金制度の遺族年金受給権者等
- ⑥学生

●適用除外となる人のうち、任意加入できる人

上記①以外の人

〔昭和57年1月～昭和61年3月〕



〔在日外国人にも適用を拡大〕

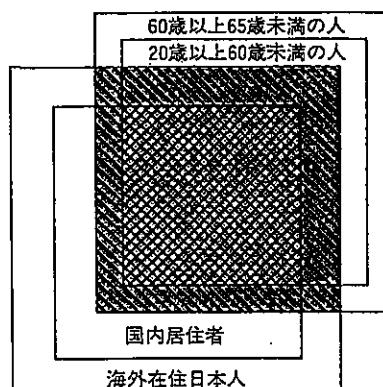
●左記斜線の範囲の人のうち適用除外となる人

- ①被用者年金の被保険者
- ②上記被保険者の配偶者
- ③国会議員・地方議会議員
- ④被用者年金制度の老齢（退職）・障害年金の受給権者およびその配偶者
- ⑤被用者年金制度の遺族年金受給権者等
- ⑥学生

●適用除外となる人のうち、任意加入できる人

上記①以外の人

〔昭和61年4月～〕



〔厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員、その配偶者にも適用を拡大—60歳～65歳、在外邦人に任意加入認める〕

●国内に居住する20歳以上60歳未満の人のうち適用除外となる人

- ①学生
- ②被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者

●任意加入できる人

- ア. 上記①、②に該当する人（60歳以上65歳未満の人を含む）
- イ. 国内に居住する60歳以上65歳未満の人
- ウ. 海外に在住する20歳以上65歳未満の日本人

（任意加入しなかった期間も（昭和36年4月1日以降の20歳から60歳未満の期間に限る）老齢基礎年金の資格期間に算入する。）

②適用除外

今回の改正では、①でみたように、国民年金の適用が拡大され、新たに強制加入の被保険者になる人が種々いますが、次のような人は、従前と同様に、適用除外とされます。

1. 日本国内に住所がない人
2. 学生
3. 被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者

上記のような人は、従前と同様に適用除外となります。また、自営業者等で20歳未満または60歳以上の人も、従前と同様に強制適用の対象にはなりません。

なお、上記2の学生は、政令により、学校教育法などによって定められた次の(1)から(6)までの教育施設に在学する生徒または学生とされています。

- (1) 高等学校（盲学校、聾学校または養護学校の高等部を含み、定時制・通信制の課程を除く）
- (2) 大学、短期大学または大学院（夜間・通信教育の学部・学科を除く）
- (3) 高等専門学校
- (4) (1)から(3)までの教育施設に相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの
- (5) 専修学校（夜間の学科などを除く）
- (6) 理容師養成所、保健婦養成所、歯科衛生士養成所など国民年金法施行規則第1条の2に定められた各種学校などの教育施設（夜間の学科を除く。）

③任意加入被保険者

今回の改正でも「適用除外」とされている人の中で、希望すれば国民年金の加入が認められる人がいます。いわゆる任意加入の被保険者です。

なお、従来の制度のもとで「任意加入」が認められていたサラリーマンの奥さんは改正後は強制加入になります。(①参照)

■60歳以上65歳未満の人も任意加入できる

今回の改正では、自営業者等で60歳以上の人については適用除外とされていますが、65歳に達するまでの間は任意加入が認められることになっています。

これにより、60歳になって資格期間（25年）を満たしていない人で、あとわずかの加入期間があれば資格期間を満たすことになるような人については、老齢基礎年金の受給に結びつくことになります。また、20歳から60歳までの間に保険料未納期間がある人は、老齢基礎年金が減額になりますが、このような人も、任意加入をして満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

■在外邦人にも任意加入を認める

また、従来の制度では、日本国内に住所がなければ、たとえ日本人であっても適用除外とされていましたが、今回の改正では、日本国民であれば、たとえ外国に在住していても20歳以上65歳未満の人は任意加入することができるようになります。

■学生も任意加入できる

従来の制度では、学生は適用除外とされており、20歳以上の学生については希望すれば任意加入が認められていました。改正後もこの扱いは同様です。

■第1号被保険者として任意加入

この結果、

- (1) 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人であって学生または被用者年金制度の老齢(退職)年金受給権者
- (2) 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人（このうち厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員本人は第2号被保険者として強制加入です。）
- (3) 日本国内に住所のない20歳以上65歳未満の日本国民
は、第1号被保険者として国民年金に任意加入することができることになりました。

■ 任意加入しなかった期間はカラ期間に

任意加入できる学生、被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者または在外邦人が、任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日以降の20歳から60歳未満の期間に限る。）は、資格期間に算入されるようになります（給付額の計算の基礎とはなりません＝カラ期間）。なお、過去の在外期間についても同様にカラ期間として扱われますので、今後の国民年金加入期間があればその加入した期間分だけは年金給付に結びつくことになります。また、在日外国人のうち一定の範囲の人（永住許可を得ている人などが該当します。）の昭和57年1月1日（外国人への国民年金の適用拡大の施行日）前の期間も、カラ期間として扱われます。

▶基礎年金を支給する制度に発展

1. 国民年金は、自営業者等だけでなく厚生年金保険など被用者年金制度の加入者およびその配偶者にも共通する基礎年金を支給する制度になります。
2. 基礎年金は次の3種類で、複数の基礎年金の受給権のある人に対しては、その人の選択する一つの基礎年金が支給されます。
 - (1) 老齢基礎年金
 - (2) 障害基礎年金
 - (3) 遺族基礎年金

国民年金の給付は従前のしくみを基本的にうけつぐことになっていますが、今回の改正では、自営業者等だけでなく厚生年金保険など被用者年金制度の加入者およびその配偶者にも共通する給付として基礎年金を支給することになっています。

基礎年金は、(1)老齢基礎年金、(2)障害基礎年金、(3)遺族基礎年金の3種類とされています。なお複数の基礎年金の受給権のある人に対しては、その人の選択する一つの基礎年金が支給されることになります。

■昭和36年4月1日以降の公的年金加入期間が対象

この基礎年金は新しい制度として発足したわけですが、そのうち、老齢基礎年金の給付額の算定期間については、国民年金が発足した昭和36年4月1日以後の公的年金各制度への加入期間（国民年金への任意加入期間を含む）にもとづくことになっています。

これは、昭和36年4月1日に国民年金が発足して国民皆年金体制が整ったため、その時点からは国民だれもがなんらかの公的年金に加入することが基本となっていますので、共通の基礎年金を支給するという制度の趣旨からも、給付額の算定期間についてはその日以後の加入期間にもとづくのが妥当であるという考え方によっているからです。

逆に、昭和36年4月前の厚生年金保険等の加入期間にもとづく部分については、老齢基礎年金としてではなく、厚生年金保険等が独自の財源負担で給付する部分として支給されることになります。

■物価スライドの改善

年金額の自動物価スライド制は、昭和48年の改正により導入されたもので、消費者物価指数が年度平均で5%をこえて変動した場合に、翌年度の11月（国民年金は1月）からその変動率に応じて年金額（加給年金額や加算額を除く基本部分）を改定するというものです。

改正後は、まず、法文上は附則事項となっていた物価スライド制を本則事項とし、スライド制の基礎を確固としたものにしています。また、物価指数を<年度平均>から<年平均>に改め、年金額改定の実施時期を、基礎年金、厚生年金保険とともに翌年の4月に繰り上げることとしています。

さらに、従来は基本部分についてのみスライドを適用していましたが、新たに加給年金額および加算額にも適用することとしています。

■老齢基礎年金

1. 老齢基礎年金は、施行日（昭和61年4月1日）において60歳未満の人に適用されます。
2. 老齢基礎年金は、65歳から月額50,000円（昭和61年度価格では51,900円）が支給されます。ただし、保険料納付の不足期間がある場合には減額されます。
3. 25年の資格期間が必要です。

■老齢基礎年金は施行日に60歳未満の人から

改正法の施行期日は、昭和61年4月1日となっており、老齢基礎年金については同日において60歳未満の人（大正15年4月2日以後に生まれた人）を対象としています。60歳以上の人（大正15年4月1日以前に生まれた人）については、この対象から除くこととして整理されています。これらの人については、基本的には従前の制度がひき続き適用されることになります。

したがって、繰上げ受給でない65歳からの老齢基礎年金を受給する人が初めて出るのは、昭和66年4月となります。また、施行日において60歳以上の人の老齢年金については従前の制度が適用になりますので、経過的老齢年金（5年年金、10年年金、老齢福祉年金など）は、基本的には従前どおりの扱いということになります。

なお、大正15年4月2日以後に生まれた人であっても、昭和61年3月31日までに被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権がある人は、引き続き改正前の年金が支給され、老齢基礎年金は適用されません。ただし、同日までに共済組合が支給する退職年金・減額退職年金の受給権がある人でも、昭和6年4月2日以後に生まれた人には、老齢基礎年金が適用されることになっています。

■資格期間25年で65歳から支給

老齢基礎年金は、65歳に達したときに支給されますが、65歳に達した日の属する月前の次の期間を合算して25年に満たないときは支給されないことになっています。

- (1) 保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間または共済組合の組合員期間のうち昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間を含む）
- (2) 保険料免除期間
- (3) 合算対象期間（いわゆるカラ期間・21頁参照）

●56歳以上の人への特例

施行日において56歳以上の人（昭和5年4月1日以前に生まれた人）は、国民年金が発足した当時31歳以上でしたので、60歳までに25年間の資格期間を満たすことが困難な場合もありますので、特例として、年齢に応じて次のように資格期間が短縮されます。（従来の国民年金法の扱いと同じ）

施行日の年齢	生年月日	期間
59歳	大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた人	21年
58歳	昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた人	22年
57歳	昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた人	23年
56歳	昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた人	24年

●被用者年金の被保険者（組合員）期間のある30歳以上の人への特例

これまでの被用者年金制度では、加入期間20年で老齢（退職）年金が支給されます。この資格期間が老齢基礎年金においては25年に延長されることになりますが、被用者年金制度の被保険者（組合員）期間があり、施行日において30歳以上の人（昭和31年4月1日以前に生まれた人）については、年齢に応じて次のように資格期間が短縮されます。

施行日の年齢	生年月日	期間(注)
34歳以上	昭和27年4月1日以前に生まれた人	20年
33歳	昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた人	21年
32歳	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた人	22年
31歳	昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた人	23年
30歳	昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた人	24年

（注）被用者年金の被保険者（組合員）期間

■任意加入できる人が加入しなかった期間はカラ期間に

老齢基礎年金の25年の資格期間（20頁参照）を満たしているかどうかをみる際には算入されるが、老齢基礎年金の額の計算の基礎にはしない期間を「合算対象期間」いわゆる「カラ期間」と言います。

今回の改正では、これまで国民年金においては適用除外とされていた期間のうちの一定の期間も、このカラ期間として認められることになっています。したがって、被用者年金制度の被保険者の配偶者であって国民年金に任意加入しなかった期間（従前の通算年金制度のカラ期間）のほかに、新たに学生であった期間も、昭和36年4月1日以後の20歳以上60歳未満の期間であればカラ期間とすることになっています。

在外邦人についても、昭和36年4月1日以後の20歳以上60歳未満の在外期間については、新たにカラ期間とすることになっています。この結果、中国残留孤児などの在外期間についてもカラ期間として認められることになります。また、厚生年金保険や船員保険の脱退手当金をうけた期間も、昭和61年4月以降において国民年金の加入期間を有する場合は昭和36年4月以後の期間については、カラ期間として認められることになります。

以上のうち、制度的な無年金者を解消するという観点から今回新たに基礎年金の資格期間（カラ期間）を認める取扱いは、施行時60歳未満の者に適用されます。

■老齢基礎年金は月額50,000円

老齢基礎年金の額は、600,000円（月額50,000円・昭和59年度価格）です。これは、いわば、「50,000円フルペンション」の考え方です。つまり、20歳から60歳に達するまでの40年間の国民年

金の被保険者期間について、すべて保険料を納付して月額50,000円の老齢基礎年金が支給されるという考え方です。保険料納付済期間が40年に不足する場合、その不足する期間に応じた割合だけ50,000円からの減額が行われます。

この老齢基礎年金の水準は、今回の改正案が成案をみた昭和59年度の価格で単身者50,000円、夫婦で100,000円とされました。この水準の考え方としては、その当時の老人世帯の消費支出のうち雑費を除いたものが単身世帯（65歳以上）で47,600円、夫婦世帯で83,700円程度になっていることなどを参考としています。

この「50,000円」が昭和61年度においては、昭和60年末までの物価上昇率を基準として改定され、「51,900円」とされました。このことは、障害基礎年金、遺族基礎年金などの年金額についても同様です。

●年金額計算式の経過措置

国民年金制度が発足したのは昭和36年4月1日ですから、そのときに20歳以上の人（昭和16年4月1日以前に生まれた人）は、60歳に達するまでの間に40年の加入期間を満たすことができません。これらの人については、昭和36年4月1日以後60歳に達するまでの期間（加入可能年数）についてすべて保険料納付がある場合には月額51,900円の老齢基礎年金が支給されることになります。具体的には、受給者の生年月日ごとに次の表のように決まってくる加入可能年数をまるまる保険料納付して月額51,900円となり、保険料納付期間がこれに不足する場合は、その不足する期間の割合に応じて減額されることになります。

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた人	25年
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた人	26年
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた人	27年
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた人	28年
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた人	29年
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた人	30年
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた人	31年
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた人	32年
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた人	33年
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた人	34年
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた人	35年
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた人	36年
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた人	37年
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた人	38年
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた人	39年
昭和16年4月2日以後に生まれた人	40年

※ 加入可能年数は、昭和36年4月1日以後60歳までの年数。

●老齢基礎年金額の計算式

622,800円（月額51,900円昭和61年度価格）。ただし、保険料納付済月数が、受給者の生年月日ごとに決まつてくる加入可能年数の12倍に満たない場合は、下記の式により算定した額となります。

$$622,800 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{3}}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

■支給の繰下げ・繰上げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、65歳からの支給開始を延ばして、66歳以後の希望するときから支給をうけることができます。従来の国民年金の支給繰下げは、65歳になる前にあらかじめ申し出をしなければなりませんが、今回改正後の支給繰下げは、66歳以後の支給開始を希望するときに申し出ればよいことになっています。

支給を繰り下げた人がうける老齢基礎年金の額は、65歳からうけられる額に実際に年金をうけるときの年齢に応じて、それぞれ、次の表の額の加算が行われたものになります。

また、60歳以上65歳未満の間に繰り上げて支給をうけることもできます。この場合は、実際に年金をうけるときの年齢に応じて、次の表2の割合の額が減額されます。

〔表1 繰下げ支給の加算割合〕

支給をうけるときの年齢	加算の割合
66歳	0.12
67歳	0.26
68歳	0.43
69歳	0.64
70歳以上	0.88

〔表2 繰上げ支給の減額の割合〕

支給をうけるときの年齢	減額の割合
60歳	0.42
61歳	0.35
62歳	0.28
63歳	0.20
64歳	0.11

■被用者の妻に対する老齢基礎年金

昭和61年4月1日以後は、被用者の妻もすべて国民年金に加入することになります。したがって、昭和61年4月1日に60歳未満のこれらの人に対しても、自分の名義の老齢基礎年金が支給されることになります。しかし、厚生年金保険など被用者年金制度の加入者の配偶者は、これまでには国民年金の適用除外とされており、希望する人のみ任意加入できるという扱いでしたので、国民年金への加入が誰でも40年となるのは、施行日20歳未満の人からです。被用者の妻でこれより年齢の高い人、特に施行日において60歳に近い人（施行日に60歳以上の人は、そもそも老齢基礎年金は適用されない）は、新制度での国民年金への加入期間が短いので、それまでの任意加入期間がないかまたは短い場合は低額の老齢基礎年金しか支給されないことになってしまいます。

●任意加入期間も基礎年金にひきつぐ

被用者の妻で、施行日前に国民年金に任意加入していた期間は、老齢基礎年金の給付の算定に算入することとしています。今回の改正における基礎年金は、社会保険方式による給付ですから、過去に任意加入していた期間の実績を給付に反映させるのは当然のことです。これにより、任意加入の実績がある程度ある人については、当初からそれなりの水準の老齢基礎年金が支給されることになります。

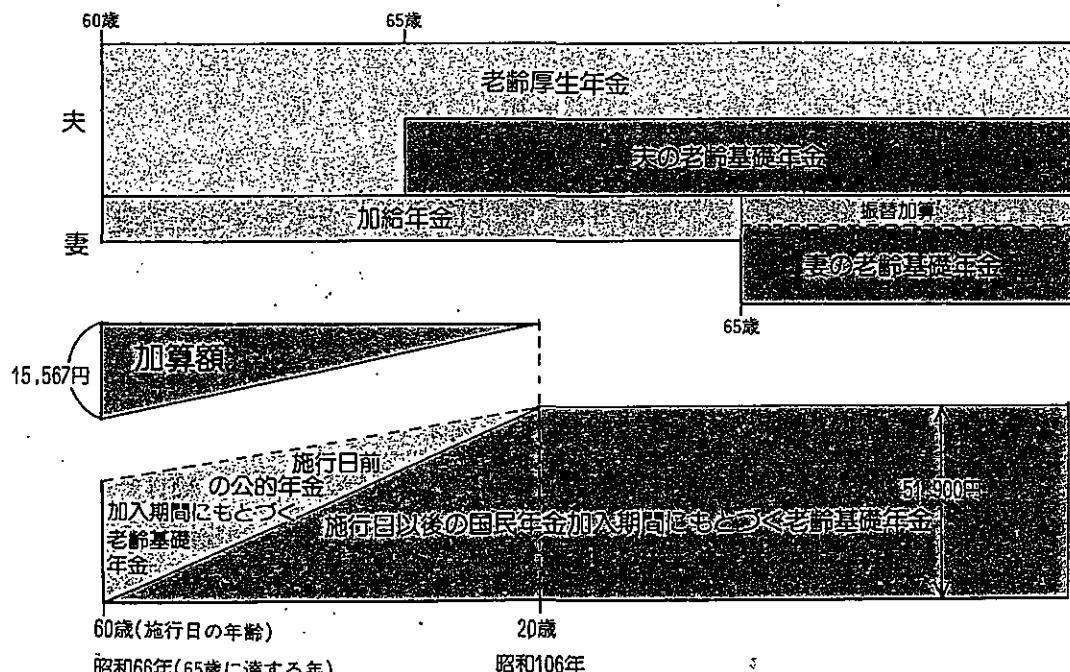
●振替加算

しかしながら、改正法施行日に60歳に近い人のうちで、国民年金への任意加入期間など自分の公的年金加入期間が短いとか、まったくないという人は、このままでは低額の老齢基礎年金にしかならないということを考慮し、いわゆる振替加算という制度が用意されています。

振替加算というのは、厚生年金保険の配偶者加給の算定対象となっていた妻が65歳になって老齢基礎年金をもらい始めたときにつける加算です。具体的には、施行日59歳の妻（大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた人）の場合、月額15,567円（昭和61年度価格）で、以後施行日の年齢が1歳若くなるごとに漸減し、施行日20歳未満の妻（昭和41年4月2日以後生まれの人）の場合はゼロということになります（25頁表を参照）。改正後も厚生年金保険の受給者に生計を維持されている妻がいる場合には配偶者加給は出ることになっています（45頁参照）が、これは、妻が65歳になった時点で打ち切られ、その配偶者加給が今度は妻自身の老齢基礎年金への加算にいわば振り替わるような側面があることから「振替加算」と呼ばれます。なお、妻が夫より5歳以上年長の場合は、妻が65歳になり、妻自身が老齢基礎年金の受給権を得たのちに夫が厚生年金保険の受給権を得ることになりますが、その場合は、夫が厚生年金保険の受給権を得た時点で妻の老齢基礎年金に振替加算がなされることになります。この振替加算と、妻自身の公的年金加入期間にもとづく老齢基礎年金の額とが足し合わされたものが妻名義の固有の老齢基礎年金として支給されることになります。したがって、例えば被用者の妻で、施行日前の公的年金加入期間がまったくない人であって施行直後に60歳になったものについても、夫の配偶者加給の算定対象となっていた場合には最低でも月額15,567円の老齢基礎年金が保障されることになります。なお、振替加算の線上げはできません。

なお、施行日において60歳以上の妻については、前述（20頁参照）のように、そもそも老齢基礎年金の適用はありませんので、当然振替加算もありません。また、施行日に60歳未満の妻であっても、既に夫が厚生年金保険の老齢年金の受給権を有し、その加給年金額の対象となっているときは、妻が65歳になってもそのまま加給年金額が加算されますので、振替加算はありません。

また、従前の共済組合の退職年金には配偶者加給はありませんでしたが、新制度では、厚生年金保険と同様の加給年金額が新設されることになりましたので、共済組合の組合員の配偶者にも、同様の振替加算が行われます。



〔被用者の配偶者(妻)の老齢基礎年金に対する振替加算額〕

生年月日	施行日の年齢	加算額	(参考)実際の加算額(月額)
大正15年4月2日～昭和2年4月1日までに生まれた人	(59歳)	186,800円	15,567円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日までに生まれた人	(58歳)	186,800円×0.973	15,150
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日までに生まれた人	(57歳)	186,800円×0.947	14,742
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日までに生まれた人	(56歳)	186,800円×0.920	14,325
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日までに生まれた人	(55歳)	186,800円×0.893	13,900
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日までに生まれた人	(54歳)	186,800円×0.867	13,500
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日までに生まれた人	(53歳)	186,800円×0.840	13,075
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日までに生まれた人	(52歳)	186,800円×0.813	12,658
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日までに生まれた人	(51歳)	186,800円×0.787	12,250
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日までに生まれた人	(50歳)	186,800円×0.760	11,833
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日までに生まれた人	(49歳)	186,800円×0.733	11,408
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日までに生まれた人	(48歳)	186,800円×0.707	11,008
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日までに生まれた人	(47歳)	186,800円×0.680	10,583
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日までに生まれた人	(46歳)	186,800円×0.653	10,167
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日までに生まれた人	(45歳)	186,800円×0.627	9,758
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日までに生まれた人	(44歳)	186,800円×0.600	9,342
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日までに生まれた人	(43歳)	186,800円×0.573	8,917
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日までに生まれた人	(42歳)	186,800円×0.547	8,517
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日までに生まれた人	(41歳)	186,800円×0.520	8,092
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日までに生まれた人	(40歳)	186,800円×0.493	7,675
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日までに生まれた人	(39歳)	186,800円×0.467	7,267
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日までに生まれた人	(38歳)	186,800円×0.440	6,850
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日までに生まれた人	(37歳)	186,800円×0.413	6,425
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日までに生まれた人	(36歳)	186,800円×0.387	6,025
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日までに生まれた人	(35歳)	186,800円×0.360	5,600
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日までに生まれた人	(34歳)	186,800円×0.333	5,183
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日までに生まれた人	(33歳)	186,800円×0.307	4,775
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日までに生まれた人	(32歳)	186,800円×0.280	4,358
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日までに生まれた人	(31歳)	186,800円×0.253	3,942
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日までに生まれた人	(30歳)	186,800円×0.227	3,533
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日までに生まれた人	(29歳)	186,800円×0.200	3,117
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日までに生まれた人	(28歳)	186,800円×0.173	2,692
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日までに生まれた人	(27歳)	186,800円×0.147	2,292
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日までに生まれた人	(26歳)	186,800円×0.120	1,867
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日までに生まれた人	(25歳)	186,800円×0.093	1,450
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日までに生まれた人	(24歳)	186,800円×0.067	1,042
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日までに生まれた人	(23歳)	186,800円×0.067	1,042
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日までに生まれた人	(22歳)	186,800円×0.067	1,042
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日までに生まれた人	(21歳)	186,800円×0.067	1,042
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日までに生まれた人	(20歳)	186,800円×0.067	1,042

(注) 金額は昭和61年度価格

